

埼玉県平和資料館 Wi-Fi利用規約

(目的)

第1条 この規約は、県民及び施設利用者の利便性の向上を図るために、埼玉県平和資料館指定管理者サンワックス・太平共同事業体(以下「指定管理者」という。)が開設した無線によるインターネット接続環境(以下「Wi-Fi」という。)の利用について必要な事項を定めるものとする。

(利用場所及び利用時間)

第2条 Wi-Fiの利用場所はホワイエ周辺とし、利用時間は開館時間中と定める。

(無線LAN使用のための準備等)

第3条 Wi-Fiの利用に当たり、利用者は次に掲げるものを準備するものとする。

- (1) パーソナルコンピュータ等無線LAN(Wi-Fi)機能を搭載した端末及び携帯電話端末等
- (2) 端末及び端末付属機器等に供給する電源
- (3) Webブラウザ等
- (4) Wi-Fiを利用するために接続するSSIDは「PMSGUEST」とする。
- (5) 事前共有キー(パスワード)については、館内に掲示されたものを利用する。
(必要に応じて適宜変更できるものとする)
- (6) 無線LANの利用料金は、無料とする。ただし、利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(利用の手続)

第4条 利用者は、この規約に同意の上、前条に従いWi-Fiに接続後、利用者自身にて利用手順を行うものとする。

(利用者資格の停止・取消)

第5条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、指定管理者は事前に通知することなく、直ちに当該利用者の利用者資格を停止又は取り消すことができるものとする。

- (1) 次条で禁止している事項に該当する行為を行った場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と指定管理者が判断した場合

(禁止事項)

第6条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 県又は第三者の著作権又はその他の権利を侵害する行為若しくはそのおそれのある行為
- (2) 県又は第三者に不利益又は損害を与える行為若しくはそのおそれのある行為
- (3) 県又は第三者を誹謗中傷する行為
- (4) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為若しくは公序良俗に反する情報を提供する行為
- (5) 犯罪的行為又はそのおそれのある行為
- (6) 選挙期間中であるか否かを問わず選挙運動又はこれに類する行為
- (7) 性風俗、宗教又は政治に関する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを、Wi-Fiを通じて又はWi-Fi関連して使用若しくは相手方の同意の有無にかかわらず送付又は提供する行為

- (9) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘引販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
 - (10) ファイル共有ソフトウェアの使用等大量のデータを送受信する行為
 - (11) 前各号に掲げる行為のほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は指定管理者が不適切と判断する行為
- 2 前項に該当する利用者の行為によって県、利用者及び第三者に損害が生じた場合は、利用者はすべての法的責任を負うものとする。

(運用の中止)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合、Wi-Fiの運用を中止できるものとする。

- (1) Wi-Fiのシステムの保守若しくは工事を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) 戦争、暴動、騒乱、労働争議、地震、噴火、洪水、津波、火災、停電その他の非常事態により、無線Wi-Fiの運用が通常どおり実施できなくなった場合
 - (3) Wi-Fiのシステムに係る設備やネットワークの障害等、やむを得ない事由がある場合
 - (4) その他、指定管理者がWi-Fiの運用上、一時的な中断が必要と判断した場合
- 2 Wi-Fiの運用の中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、指定管理者は一切責任を負わないものとする。

(免責)

第8条 Wi-Fiのサービスの内容及び利用者が無Wi-Fiを通じて得る情報の内容等については、指定管理者は一切保証しないものとする。

2 Wi-Fiのサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、Wi-Fiサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピュータのコンピュータウイルス感染等による被害、データの破損、漏洩、その他Wi-Fiに関連して発生した利用者の損害について、指定管理者は一切責任を負わないものとする。

3 Wi-Fiへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。パーソナルコンピュータの機種、基本ソフトウェア、Webブラウザ等によって、Wi-Fiを利用できない場合があっても、指定管理者は一切責任を負わないものとする。

4 利用者がWi-Fiを利用したことにより、第三者との間に生じた紛争等について、指定管理者は一切の責任を負わないものとする。

5 指定管理者は、Wi-Fiの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログの収集閲覧、MACアドレスの管理を行う場合があり、これにより特定のWebサイトへの接続を制限することができるものとする。

(本規約の変更)

第9条 指定管理者は、利用者の承諾を得ることなく、この規約を変更することができる。

附則

この規約は、平成31年2月1日から施行する。